

幸手市男女共同参画を推進する条例の解説

平成29年3月

1 条例の名称

幸手市男女共同参画を推進する条例

【解 説】

条例は自治体の法です。条例の名称は、条例の目的や理念が適切に反映され、内容を端的に表し、市民にとってなじみやすいものとするのが重要です。

本市は、平成 27 年 3 月に策定した、「第 4 次幸手市男女共同参画プラン」に基づき、これまで、男女共同参画に関する様々な事業を展開しており、今後も「男女共同参画」という言葉を広く市民に広めていきたいと考えています。

また、本条例の目的は、日本国憲法（以下「憲法」という。）第 14 条第 1 項に規定されている「男女平等の実現」を当然めざすこととした上で、男女が性別にかかわらず各々の個性や能力を発揮できる機会が確保され、あらゆる分野における意思決定過程への参画、すなわち「男女共同参画を推進する」ことであるから、条例の名称を「幸手市男女共同参画を推進する条例」としました。

2 各条文の解説

前文

我が国においては、①個人の尊重と②法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、③男女共同参画の形成は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題の一つとして位置付けられるものである。

これを踏まえ、④幸手市では、これまで、男女共同参画社会基本法の下、「男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今日においてもなお、⑤性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣行は依然として根強く、雇用不安や虐待、ドメスティック・バイオレンスなどの様々な問題が存在し、男女が平等に社会へ参画するには、多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、人口構成の変化、高度情報化や国際化などの多様な変化が生じ、地域における人間関係の希薄化が進み、孤立・孤独・老老介護の問題などが顕在化している。特に幸手市においては、⑥人口の減少や⑦少子高齢化が急速に進行し、⑧核家族世帯率が上昇している。そのような中で、女性は、⑨労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、男性は、⑩通勤時間が長く、⑪家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではないという傾向である。さらに、社会的弱者に配慮した防災等のまちづくりや女性の職業生活における活躍に関する支援など、男女共同参画を推し進める中で、解決しなければならない課題が山積している。

こうした現状を踏まえ、全ての男女の人権が尊重され、個人としての能力を発揮して自主的に行動できる男女共同参画社会を実現するためには、すべての男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、あらゆる分野に対等に参画し、責任を分かち合うことができる男女共同参画のまちづくりを、総合的か

つ計画的に推進することが必要不可欠である。

ここに、⑫市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画社会の実現を目指し、「都市と自然が調和した安心・安全で活力ある幸手市」を築くため、この条例を制定する。

【解説】

前文は、一般的に、法令制定の趣旨、目的、基本原則を述べるものであり、制定の理念を強調する場合に置かれます。本市においても、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画を推進する強い決意を示しています。

なお、現在、幸手市で前文のある条例は、議会基本条例と環境基本条例の2つです。

①個人の尊重

憲法第13条で「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定されています。

②法の下での平等

憲法第14条第1項で「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されています。

③男女共同参画の形成は、二十一世紀の我が国の社会を決定する最重要課題の一つとして位置づけられるもの

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）において男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けると示されています。

④ 幸手市では、これまで、男女共同参画社会基本法の下、「男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する様々な取り組みを進めてきた。

本市では、平成6年に策定した「さって女性プラン」を始めとして、平成13年に「第2次幸手市男女共同参画プラン」、平成21年に「第3次幸手市男女共同参画プラン」、平成27年に「第4次幸手市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に展開してきました。

⑤性別による固定的な役割分担意識

「性別により役割が定まっている」という考え方や意識のことをいいます。具体例としては、「男性は働き、女性は家事や育児に専念すべき。」「男は仕事、女は家庭。」などの考え方が挙げられます。

⑥人口の減少

本市の人口は、平成19年以降の推移はほぼ横ばい傾向で推移していましたが、平成22年度からは減少傾向にあります。

人口の推移

(単位：人)

年	男性	女性	総数
平成18年	27,195	26,912	54,107

平成 19 年	27,076	26,823	53,899
平成 20 年	26,961	26,774	53,735
平成 21 年	27,057	26,861	53,918
平成 22 年	27,049	26,802	53,851
平成 23 年	26,966	26,687	53,653
平成 24 年	26,852	26,589	53,441
平成 25 年	27,047	26,885	53,932
平成 26 年	26,735	26,625	53,360
平成 27 年	26,607	26,392	52,999
平成 28 年	26,469	26,190	52,659

[住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日）]

⑦少子高齢化

合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数）の推移から本市のそれは平成 19 年に 0.92 まで減少しました。その後、横ばい傾向にあり、平成 25 年では 1.06 まで増となりましたが、県及び全国より低い数値となっています。

⑦-1 合計特殊出生率の推移

年	幸手市	埼玉県	全国
平成 17 年	0.95	1.22	1.26
平成 18 年	1.02	1.24	1.32
平成 19 年	0.92	1.26	1.34
平成 20 年	1.03	1.28	1.37
平成 21 年	1.02	1.28	1.37
平成 22 年	1.18	1.32	1.39
平成 23 年	1.09	1.28	1.39
平成 24 年	1.01	1.29	1.41
平成 25 年	1.06	1.33	1.43
平成 26 年	1.06	1.31	1.42
平成 27 年	1.16	1.39	1.45

埼玉県統計課「各年 1 月 1 日現在埼玉県町（丁）字別人口（総人口）」

総務省統計局「国勢調査人口（日本人人口）」

高齢化率（65 歳以上人口が総人口に占める割合）の推移を見ると、全国的に年々増加傾向にあり、高齢化は全国的な課題です。特に本市では、近年、急速に高齢化が進み、県及び全国より高い数値となっており大きな課題の一つとなっています。

⑦-2 高齢化率の推移

年	幸手市	埼玉県	全国
平成 21 年	21.7	20.0	22.7
平成 22 年	22.5	20.4	23.0
平成 23 年	23.3	20.9	23.3
平成 24 年	24.9	22.0	24.1
平成 25 年	26.4	23.0	25.1
平成 26 年	28.1	24.0	26.0
平成 27 年	29.5	24.8	26.6

[国・埼玉県：総務省統計局 人口推計、市：住民基本台帳人口
(各年度 10 月 1 日現在)]

⑧核家族世帯率

本市の核家族世帯率は、年々減少傾向にあるものの、平成 27 年の国勢調査によると、県及び全国よりも高い数値となっています。

核家族世帯率 (単位：%)

	幸手市				埼玉県	全国
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
率	68.3	67.1	66.5	65.4	61.3	55.8

(国勢調査)

⑨労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向

労働力率は国勢調査によると、本市の平成 22 年時点の女性の労働力率 [生産年齢 (15 歳以上の人口) に達している人口のうち、労働力として経済活動に参加している者の比率] は 20 代、及び 40 代では 70%を超えているものの、その中間世代である 30 代では 70%を切っており、出産・子育て期に大きく低下する傾向です。

年齢別労働力率の推移と比較 (女性) (単位：%)

年齢	幸手市				埼玉県	全国
	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
15~19	16.5	17.5	20.4	17.1	16.6	15.4
20~24	76.2	74.8	71.7	71.2	68.9	70.4
25~29	64.4	68.8	74.0	75.9	78.0	78.7
30~34	43.1	57.6	64.1	66.0	66.2	69.4
35~39	48.7	56.0	65.7	66.7	64.3	68.0
40~44	59.9	61.2	70.5	73.1	69.6	72.5
45~49	63.7	64.3	68.4	72.5	73.3	75.8
50~54	60.9	60.6	64.4	65.1	70.3	73.2
55~59	47.8	52.3	55.4	56.2	61.7	63.9

60~64	33.4	30.6	36.4	42.3	46.0	47.5
65~69	23.7	19.3	19.3	24.9	28.0	29.2
70~74	15.0	10.8	11.7	13.7	16.2	17.7
75~79	9.7	7.3	6.5	9.6	9.4	10.5
80~84	3.8	4.0	3.5	3.6	6.1	6.3
85歳以上	1.6	1.7	2.0	1.6	2.7	2.6

(国勢調査)

⑩ 通勤時間が長く

住宅・土地統計調査によると、本市の通勤時間は、全国平均のそれより 10 分以上も通勤時間を要し、通勤時間の長いことが言えます。

通勤時間 (単位：分)

	幸手市	埼玉県	全国
通勤時間	37.8	43.7	27.6

(住宅・土地統計調査 平成 25 年 10 月 1 日現在)

⑪ 家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

市民意識調査によると、家事・子育て・介護は、主に女性が行っている傾向があります。共同で分担していると回答した人も 20%を切っており、男性の家庭生活における参画が十分ではないと言えます。

あなたの家庭では次のことについて、主にどなたが行っていますか。

(単位：%)

	主として男性	共同で分担	主として女性
家事	4.3	17.9	69.8
子育て	0.4	19.0	50.5
介護	2.6	17.5	27.9

(幸手市男女共同参画に関する市民意識調査 平成 26 年 4 月実施)

⑫ 市、市民及び事業者が協働して

男女共同参画の推進は、行政だけが施策を推進するのではなく、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、協働して取り組んでいくことが重要です。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、①基本理念を定め、②市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、全ての男女の人権が尊重され、③個人としての能力を発揮して自主的に行動できる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、条例を制定する目的を明らかにしています。本条例は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定するものであり、その目的を達成するために、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者が果たすべき役割を明らかにするとともに、施策の実施に関し必要な事項を定めています。

①基本理念

第3条各号に規定する9つの基本理念をいいます。

②市、市民、及び事業者の責務

第4条から第6条に規定しています。

③個人としての能力を発揮して自主的に行動できる

ここでいう「個人としての能力を発揮して自主的に行動できる」とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という）に関することを含んでいます。

※女性活躍推進法 第3条

国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

※女性活躍推進法と男女共同参画社会基本法との関係、位置付けについて

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり実施法として位置付けられ、社会のあらゆる分野（職域、学校、地域、家庭など）を対象としているが、女性活躍推進法はこのうち「女性の職業生活」に法の射程を限定している。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画基本計画の策定や推進を通じて各種のポジティブ・アクションに係る取組を推進しているが、女性活躍推進法ではこれまでの取組を進めてもなお、女性の力がいまだ潜在化している現状を踏まえ、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性の活躍の場を提供主体である事業者に対し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析・行動計画策定・情報公開を義務付けることなどにより、これまで事業主の自主的取り組みに委ねられてきた基本法等に基づくポジティブ・アクションの実行性を高め、これによって男女の実質的な機会の均等を目指している。

（～女性活躍推進法に関する地方公共団体向けFAQ～平成27年12月14日）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって①社会のあらゆる分野における②活動に参画する機会が確保され、もって③男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、

共に責任を担うことをいう。

- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者又は当該関係にあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は社会的な暴力をいう。
- (7) 女性活躍 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することをいう。

【解 説】

本条例において用いられる用語のうち、定義が必要と思われるものについて、説明をしています。なお、本条は、男女共同参画基本法及び女性活躍推進法の定義に準じて定めています。

(1) ①社会のあらゆる分野

政治、経済、社会、文化等のあらゆる分野のことであり、公的分野・私的分野の両方を含みます。公的な機関だけでなく、企業、団体、自治会、PTAなど、さまざまな機関や団体においても方針の立案及び決定の場に男女が参画することが求められています。

②活動に参画する機会が確保され

「参画」とは単なる参加ではなく、より積極的な意思決定過程に加わるという意味です。

③男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

男女という性別によって受ける利益や担う責任に違いを生じさせるのではなく、一人ひとりが個性と能力を発揮して参画する機会が確保されることにより、男女が利益も責任も分かち合うことをいいます。

- (2) 市内に居住する人だけでなく、市内において、事業活動を行う人、市内にある学校で学ぶ人も含みます。

条例における「市民」は、幸手市に住所を有する人（市民）を指すのが一般的ですが、本条例は、市、市民及び事業所が役割を担い合い、協働して男女共同参画を推進することを目的としていることから、「市民」をこのように広く捉えています。

- (3) ここでいう事業者とは、事業活動を行う個人、法人その他の団体をいいます。

- (4) 男女共同参画基本法の定義に準じて定めており、「ポジティブ・アクション」ともいいます。

職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に対して積極的に機会を提供することにより、実質的な「機会の平等」を保障しようというものです。

なお、本措置は、女子差別撤廃条例及び男女雇用機会均等法においては、いずれも女性を対象としたものですが、男女共同参画基本法においては、女性だけでなく男性も対象としており、本条例においても男女共同参画基本法と同様の扱いとなります。

※ポジティブ・アクションの具体例

ア 女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない雇用管理区分における募集若しくは採用又は役職についての募集若しくは採用に当たって、当該募集又は採用に係る情報の提供について女性に有利な取扱いをすること、採用基準を満たす者の中から男性より女性を優先して採用することその他男性と比較して女性に有利な取扱いをすること。

イ アの雇用管理区分における女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない職務に新たに労働者を配置する場合に、当該配置の資格についての試験の受験を女性労働者のみに奨励すること、当該配置の基準を満たす労働者の中から男性労働者より女性労働者を優先して配置することその他男性労働者と比較して女性労働者に有利な取扱いをすること。

(平成18年厚生労働省告示第614号)

- (5) 身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな写真の提示、又は性的な噂を流すなど相手の意に反した性的な言動により、相手を不快な気持ちにさせたり、生活や就業の環境を害したりする行為をいいます。

なお、男女雇用機会均等法では、セクシュアル・ハラスメントを職場内における行為に限定していますが、本条例では、雇用の分野だけではなく、あらゆる分野における行為が対象となります。

- (6) 配偶者や恋人などの親密な関係、又は過去に親密な関係にあった男女間における暴力のことをいいます。また、暴力には、身体的暴力だけでなく、暴言、強迫などの精神的暴力、望んでいない性行為を強要するなどの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、友人との交際を制限するなどの社会的暴力も含まれます。

- (7) 女性活躍推進法が平成27年9月に施行されたことを受け、この条文で定義付けしています。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が個人としての尊厳を重んじられること。

- (2) 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。
- (3) 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別による暴力(以下「性別による暴力」という。)が根絶されること。
- (5) 男女が家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、①性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。②特に、女性活躍の推進が図られること。
- (6) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (7) 家族を構成する男女が、互いの協力及び③社会の支援の下に、子育て、介護④その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。
- (8) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (9) 国際社会における取組と密接な関係があるとの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。

【解 説】

本条は、男女共同参画を推進する上での基本的な考え方を示したものです。基本理念は、男女共同参画の推進に向けた取組を進めていく上で、根幹となる考え方です。男女共同参画基本法第9条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されており、女性活躍推進法第3条では、「国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。」と規定されていることから、男女共同参画を推進する上で重要である9つの基本理念を明記しています。

- (1) 個人の多様性を無視し、単に「男」・「女」という「集団の特徴」として評価されるのではなく、一人ひとり異なる人格・個性・能力を備えた「個人」として尊重されるべきことを明記しています。[人権の尊重]
- (2) 男女共同参画社会を実現するために、性別による差別的取扱いを禁止しているものです。ここでいう「性別による差別」とは社会的及び文化的に形成された性差に基づく差別「ジェンダー差別」と性別自体に基づく差別「性差別」の両方を含んでいます。ジェンダー差別が通常いうところの男女差別を意味し、性差別は同性愛差別などを含む差別を意味します。また、人々の意識や行動、

社会の慣習の中には、いまだ女性に対する差別や偏見、「男性は仕事、女性は家庭」といった男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものも見受けられます。

そこで、本条においては、「男性」あるいは「女性」であることを理由にして、有利に扱ったり不利益を与えたりする「直接差別」の禁止はもちろんのこと、表面上は男女の異なる取扱いを行っていないが、結果として、一方の性に差別的効果をもたらすような「間接差別」の禁止についても明記しています。

[人権の尊重]

〈具体例〉

直接差別

ア 一定の職種（いわゆる「総合職」、「一般職」等を含む。）や一定の雇用形態（いわゆる「正社員」、「パートタイム労働者」等を含む。）について、募集又は採用の対象を男女のいずれかのみにする事。

イ 募集又は採用に当たって、男女のいずれかを表す職種の名称を用い（対象を男女のいずれかのみとしないことが明らかである場合を除く。）、又は「男性歓迎」、「女性向きの職種」等の表示を行う事。

※ただし、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）を講ずる場合については、この限りではない。

（平成18年厚生労働省告示第614号）

間接差別

厚生労働省令で定める以下3つの措置については、合理的な理由がない場合、間接差別として禁止されています。

ア 労働者の募集又は採用について、労働者の身長、体重又は体力に関する事由を要件とする。

イ 労働者の募集若しくは採用、昇進又は職種の変更について、労働者の転居を伴う転勤に応じることができることを要件とする。

ウ 労働者の昇進について、転居を伴う転勤の経験があることを要件とする。

※合理的な理由がないと認められる場合の一例

ア 単なる受付、出入者のチェックのみを行う等防犯を本来の目的としていない警備員の職種について、身長又は体重が一定以上であることを要件とする場合等。

イ 広域にわたり展開する支店、支社等がなく、かつ、支店、支社等を広域にわたり展開する計画等もない場合等。

ウ 特定の支店の管理職としての職務を遂行する上で、異なる支店での経験が特に必要とは認められない場合において、当該支店の管理職に昇進するに際し、異なる支店における勤務経験を要件とする場合等。

（平成18年厚生労働省告示第614号）

(3) 男女共同参画社会は、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動

に参画する機会が確保される社会です。

男女があらゆる分野における活動に参画するに当たっては、社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることを規定しています。

[人権の尊重]

- (4) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、モラル・ハラスメント、売買春、性的虐待などの他者に身体的又は精神的苦痛を与える行為は、今まで個人の問題であると考えられ、社会の理解が得られにくい状況でしたが、近年多くの人々に関わる社会問題として顕在化してきました。これは、男女共同参画社会を形成していく上で解決すべき課題であり、人権が尊重される社会にするため、性別による権利侵害を明確に禁止するものです。[人権の尊重]
- (5) 社会における制度や慣行のなかには、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるものがあります。そのため、女性の社会進出や家族・就労形態の多様化等も踏まえつつ、男女共同参画社会の形成という視点から、それらの制度又は慣行について見直しを行っていく必要があります。[制度や慣行への配慮]

① 性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行

「男性は働き、女性は家事や育児に専念すべき」という性別による固定的な役割分担意識は、職場や社会において、個人の希望や適正・能力を無視した性別による処遇分けの慣行や雰囲気を作り出すことがあります。

〈具体例〉

- ア 男性社員が定時退社や育児休暇の申請がしにくい
- イ 能力に関係なく女性社員には重要な仕事を与えられない
- ウ 女性を喪主や自治会等の会長にはしない等

② 特に、女性活躍の推進が図られること。

男女が自らの意思や責任により多様な生き方が選択できることは大事ですが、女性活躍推進法の施行を受け、特に女性活躍の推進が図られることを述べています。自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要です。

- (6) 男女があらゆる分野において、政策や方針の立案、決定等に対等な立場で参画し、それぞれの意見を反映させる機会を確保することが必要です。
- また、あらゆる分野に男女が等しく参画することは、男女が対等なパートナーとしての能力を発揮し、ともに責任を分かち合うことだけではなく、その決定の受け手が男性と女性の両方であるということからも重要です。

[共同参画]

- (7) 子育て、介護などの家庭生活における活動の多くは女性によって担わされている一方、男性は、それらの活動に参加できていない現状があります。この現状を改善し、職場、学校、地域、家庭などのあらゆる分野に男女が共に参画し

ていくためには、社会の支援を利用しながら、家庭内の活動について家族内での協力と責任分担が重要です。[家庭及び社会生活の両立]

③社会の支援

保育所・学童保育・介護施設の充実、労働時間の短縮、育児・介護休業を取得しやすくするための環境整備、様々な情報提供サービス等が挙げられます。

④その他の家庭生活

衣食住といった基本的な生活の維持に必要な家事を指します。

- (8) 男女共同参画の推進にとって、「リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要であることを述べています。思春期、妊娠、出産、更年期などのように、生涯を通じて直面する性と生殖に関わる問題は、男女によって異なります。

男女が自己の性と生殖について正確な知識・情報を持ち、互いの身体的特徴を十分に理解し合うことは、男女が相手に対する思いやりを持ちつつ、性と生殖について主体的に選択・行動し健康を享受できるようにしていくために必要です。[性と生殖と健康の尊重]

- (9) 我が国の男女共同参画の形成の促進は、国際社会の取組と連動して進められてきました。本市においても、国や県の取組と歩調を合わせながら、情報収集に努め、取組を進めることが必要です。[国際協力]

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 ①市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、埼玉県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。

3 市は、第1項の基本的施策を実施するために②必要な体制を整備するとともに、③財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

【解説】

男女共同参画基本法第9条に規定する「地方公共団体の責務」に基づき、市は基本理念にのっとり、男女の実質的な機会の平等を実現するための措置を含む施策を策定・実施する責務を有します。また、施策の推進に当たっては、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と協働しながら取り組むものと明記しています。

※男女共同参画社会基本法 第9条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

①市

市長部局その他の執行機関である行政委員会等（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、議会事務局等）を含む組織の総称として用いています。

②必要な体制を整備する

必要な体制の整備とは、本条例第 10 条の行動計画の策定、第 11 条の施策の推進体制の整備、第 13 条の相談窓口の設置、第 14 条の苦情処理、第 15 条男女共同参画推進協議会も含まれます。

③財政上の措置

男女共同参画の推進に関する施策を確実に実施するよう、予算等の措置を講ずることをいいます。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に積極的に協力するように努めなければならない。

【解説】

男女共同参画基本法第 10 条に規定する「国民の責務」に基づき、市民はあらゆる分野で性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すなど、男女共同参画の推進に関する様々な取り組みに努めていただくとともに、市が実施する施策をより効果的に推進するため、積極的に協力していただくことを明記しています。

※男女共同参画社会基本法 第 10 条

国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、男女が協働して参画することができる体制の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するように努めなければならない。

【解説】

男女共同参画基本法第 10 条に規定する「国民の責務」に「事業者の責務」は含まれますが、男女共同参画の推進は、とりわけ雇用の分野における取り組みが必要不可欠であることに鑑み、本条において明文化しています。

働く男女が、そのライフスタイルに応じて多様な生き方を選択し、それぞれの生き方に応じた適正な処遇、労働条件が確保されることは、重要な課題の一つです。そのため、労働者は、男女雇用機会均等法に基づき、募集、採用及び昇進等につい

て、性別により異なった取扱いがないように配慮するとともに、事実上生じている男女間の格差を解消するため、積極的格差是正措置の取組が必要です。

また、被雇用者の生活に対する就業の拘束力が非常に強いことに鑑み、事業者は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた職場環境を整備することも重要です。

（性別による権利侵害の禁止）

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、性別による暴力、その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

【解説】

「性別による差別的取扱い」には、直接的であるか間接的であるかを問わず、また、差別の意識あるなしに関係なく、結果として性別による差別になるものをいいます。例えば、「結婚や妊娠したことを会社に報告したら解雇された」、「労働者の募集又は採用について、労働者の身長、体重又は体力に関する事由を要件とする」などが挙げられます。

なお、本条に規定する、性別による差別的取扱い、性別による暴力、その他の性別に起因する人権侵害は、市民だけではなく、旅行客や一時的に市に来ている方など、あらゆる人が行ってはならない行為であるため、条文の主語を「何人も」としています。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないように努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現
- (2) 性別に起因する暴力を助長し、又は是認する表現
- (3) 過度の性的な表現

【解説】

様々な媒体を通して不特定多数の受け手に発信される情報の中には、性別による固定的な役割分担意識を前提とした表現や暴力的行為を助長するような表現が見受けられます。こうした表現は、多くの市民が日頃から目にするにより、当たり前のこととして社会一般に浸透していくおそれがあります。表現の自由は、憲法で保障された権利として尊重されるべきですが、その一方で、表現される側の人権や男女の平等についても、憲法上の権利として保障されています。

そのため、市内の公共の場に表示される広告物等について、十分留意する必要があります。

※日本国憲法 第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

(市の基本的施策等)

第9条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) 市民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるために必要な広報活動、男女共同参画を推進する活動の情報及び学習機会の提供、情報紙の発行その他必要な措置に関する事。
- (2) 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置に関する事。
- (3) 事業活動、家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるように、子育て、介護等の支援に関する事。
- (4) 性別による暴力の防止及び当該暴力の被害を受けた者に対する必要な支援に関する事。
- (5) 女性活躍を推進するため、必要な支援に関する事。
- (6) 市民及び事業者と協働して実施する積極的格差是正措置に関する事。
- (7) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合に、男女の均衡を図るための積極的格差是正措置に関する事。
- (8) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報収集及び調査研究に関する事。

【解説】

第9条では、市が行う男女共同参画を推進するための施策を定めています。

- (1) 市は、広報活動、情報及び学習機会の提供などを継続して行い、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関する基本理念についての理解を深めることができるよう支援を行います。
- (2) 男女共同参画社会の実現において、教育や学習の果たす役割は極めて大きなものがあります。学校教育、社会教育その他のあらゆる分野において、男女共同参画に関する意識を育む教育を推進するため、市は必要な措置を講ずることを定めています。
- (3) 仕事、家庭生活、地域活動を自らの希望する「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への取組は、豊かな人生を送るために必要であるとともに、男女が性別役割分担意識に縛られず、男女共同参画社会の実現につながる身近な取組です。
- (4) 配偶者等に対する暴力行為は、男女共同参画の推進を阻害する行為であることから、その防止及び被害を受けた者への必要な支援を行います。
- (5) 女性活躍推進法の施行を受け、女性活躍を推進するため必要な支援を行うことを定めています。女性が個性と能力を發揮して活躍できるよう推進していくことが大事です。

- (6) 家庭、職場、学校、地域などあらゆる分野の活動において、男女間に参画する際の格差が生じている場合に、市民及び事業者と協働して、男女のいずれか一方に対して、必要な範囲内で積極的に機会を提供するよう努めることを定めています。
- (7) 市の施策を立案し、決定していく過程において、男女が共同して参画することが重要であることから、男女共同参画の機会の確保や、附属機関等の委員の任命において男女の委員の均衡が図れるよう、積極的改善措置を講ずるよう明記しています。
- (8) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施していくために、市は、国内外の動向、様々な分野における男女共同参画の推進に関する施策の現状及び市民の意識等を的確に把握するとともに、各種統計データ、学術成果など必要な情報を幅広く収集し、分析します。

(行動計画の策定)

- 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するように努めるとともに、第15条の規定により設置する幸手市男女共同参画推進協議会に諮問するものとする。
 - 3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとする。この場合において、前2項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。

【解説】

男女共同参画の推進に関する施策は、教育、人権及び福祉等、多岐の分野にわたり、それらが相互に関連し合っています。そのため、男女共同参画に関するさまざまな施策を総合的に推進するためには、その基本となる計画が必要です。

幸手市では、その基本計画を行動計画としています。行動計画は、市のさまざまな施策を体系的に整理し、その総合的な推進を図ることを目的として策定する行政計画ですが、そこに掲げる目標は市だけではなく、市民及び事業者がそれぞれ主体的に男女共同参画を推進することによって達成が可能になります。そのため、計画の策定に当たっては、幸手市男女共同参画推進協議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映させるよう努めることが求められます。

(施策の推進体制の整備)

- 第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的施策を総合的かつ計画的に実施するために、必要な体制を整備するものとする。

【解説】

本条は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備することとしています。本条例第 10 条の行動計画の策定、第 13 条の相談窓口の設置、第 14 条の苦情処理、第 15 条男女共同参画推進協議会も推進体制の整備として含みます。また、幸手市では、現在、男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策は全庁にわたることから、男女共同参画庁内会議を設置し、男女共同参画の推進に努めています。

※男女共同参画庁内会議関係課（幸手市男女共同参画庁内会議設置要綱より）

部 名	課 名
部に属さない	秘書室
総務部	庶務課
	政策調整課
	財政課
市民生活部	市民協働課
	防災安全課
	人権推進課
	保険年金課
	環境課
健康福祉部	社会福祉課
	介護福祉課
	子育て支援課
	健康増進課
建設経済部	まちづくり事業課
	道路河川課
	建築指導課
	農業振興課
	商工観光課
教育委員会	総務課
	学校教育課
	社会教育課
その他委員長が必要と認める課等の長	

（実施状況の公表）

第 12 条 市長は、毎年度、行動計画の実施状況を公表するものとする。

【解説】

男女共同参画社会基本法第 12 条では、政府は毎年、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならないとしており、同法第 9 条に、地方公共団体は国の施策に準じた施策をする責務を有するとされています。そのため、地方公共団体における行動計画の公表については、努力義務とされていますが、幸手市においては、男女共同参画を確実に推進していくため、本条例第 10 条に規定する行動計画に基づいた施策の実施状況を調査、検証し、次年度へ繋いでいく必要があると考え、本条により、行動計画の進捗状況を、毎年、ホームページ等で公表し、

市民及び事業者に対し、施策への理解と協力を求めていきます。

※男女共同参画社会基本法 第9条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

男女共同参画社会基本法 第12条

政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(相談窓口)

第13条 市長は、市民が性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権を侵害された場合の相談を受けるための窓口を市民生活部人権推進課に置くものとする。

2 市長は、前項の相談を受けたときは、他の機関と連携を図り必要な支援を行うものとする。

【解説】

市民が問題を相談しようとする場合、苦情処理の申出という選択肢のみではなく、まず身近な窓口として、市民があらゆる相談について駆け込める窓口を設置することから、本条により相談窓口の設置を行うものです。当然、相談者の意思等も確認しながら苦情処理へつなぐということも十分考えられます。また各部署の連携や他の機関への取次などを含め、調整・連携についても相談窓口の役割と考えます。

(苦情の処理)

第14条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画を推進することに影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市長は、前項の申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、幸手市男女共同参画推進協議会の意見を聴くことができる。

【解説】

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する市民等からの苦情については、適切な措置を講じ、施策の改善に反映させる必要があります。また、必要に応じ、男女共同参画推進協議会の意見を聴取できる体制を整備し、問題解決に努めます。

(男女共同参画推進協議会)

第15条 男女共同参画社会の実現に向けて必要な事項について調査審議するため、幸手市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

【解説】

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の附属機関として、「幸手市男女共同参画推進協議会」を設置することを定めています。

(所掌事務)

第16条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第10条第2項の規定によりその権限に属させられた事項（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）について調査及び審議をすること。
- (2) 第14条第2項の規定によりその権限に属させられた事項について調査し、意見を述べること。
- (3) 行動計画の実施状況その他男女共同参画社会の実現に向け必要があると認める事項に関し、自ら調査審議して市長に対し意見を述べること。

【解説】

本条では、協議会の所掌事務について定めています。

第3項では、市長からの諮問がなくても協議会において必要と認められる事項について、市長に意見が述べることができることを定めています。

(組織等)

第17条 協議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民又は事業者の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないように努めるものとする。

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【解説】

協議会の委員は、多角的視点から議論を行っていただく必要があるため、幅広い分

野から委員を選出します。また、多様な立場の市民による幅広い意見の反映がなされるよう、市民から公募するなど、市民参加の機会を確保していきます。

第3項では、協議会が率先して女性委員の登用を推し進めるため、本協議会の委員の選任に当たっては、男女の数の均衡を図ることとしています。また、委員総数は奇数である場合が考えられることから、10分の4としています。

(会議)

第18条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の協議会の招集は、市長がこれを行う。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

【解説】

協議会の運営方法について定めています。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

【解説】

協議会の庶務は、男女共同参画に関する施策を所掌する市民生活部人権推進課で処理することを定めています。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めることとなります。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。

(幸手市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 幸手市男女共同参画推進協議会条例（昭和63年幸手市条例第40号）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、第4次幸手市男女共同参画プランは、この条例の規定による行動計画が策定されるまでの間、第10条第1項の規定に基づき策定された行動計画とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の幸手市男女共同参画推進協議会条例の第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、第17条第2項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成29年9月30日までとする。

【解説】

附則は、定められた事項に付随して必要となる事項を定めたものです。

第2項では、幸手市男女共同参画推進協議会条例について、本条例第15条～第19条に、幸手市男女共同参画推進協議会設置規定を設け統合したことにより、廃止となることを定めています。

第3項では、既に策定してある第4次幸手市男女共同参画プランは、この条例の規定による行動計画が策定されるまでの間、第10条第1項の規定に基づき策定された行動計画とみなすことを定めています。

第4項では、廃止前の幸手市男女共同参画推進協議会条例の第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、この条例の第17条第2項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、平成29年9月30日までとすることを定めています。